４月定例教育委員会 資 料	
年月日	平成２９年４月２６日
担当課	教育委員会 学校教育課

議案第１６号　鳥取市立学校条例の一部改正について

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の目的

鳥取市立湖南学園小学校・中学校、鳥取市立福部未来学園小学校・中学校及び鳥取市立鹿野小学校･中学校を廃止し､新たに鳥取市立義務教育学校として、鳥取市立湖南学園、鳥取市立福部未来学園、鳥取市立鹿野学園（仮称）を設置することを目的とします。

２　改正の内容

⑴　鳥取市立義務教育学校として、鳥取市立湖南学園、鳥取市立福部未来学園及び鳥取市立鹿野学園（仮称）を設置することとします。（第１条関係及び第４条関係）

⑵　鳥取市立湖南学園中学校、鳥取市立福部未来学園中学校及び鳥取市立鹿野中学校を廃止することとします。（第２条関係）

⑶　鳥取市立湖南学園小学校、鳥取市立福部未来学園小学校及び鳥取市立鹿野小学校を廃止することとします。（第３条関係）

⑷　その他所要の整理を行うこととします。

３　施行期日等

(1)　この条例は、平成３０年４月１日から施行することとします。（附則第１項関係）

(2)　関係条例について、所要の整備を行うこととします。（附則第２項から第９項まで関係）

議案第　　号

鳥取市立学校条例の一部改正について

鳥取市立学校条例の一部を次のように改正する。

平成２９年６月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例

鳥取市立学校条例（昭和３９年鳥取市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第２条の表中鳥取市立湖南学園中学校の項、鳥取市立福部未来学園中学校の項及び鳥取市立鹿野中学校の項を削る。

第３条の表中鳥取市立湖南学園小学校の項、鳥取市立福部未来学園小学校の項及び鳥取市立鹿野小学校の項を削る。

第１８条を第１９条とする。

第１７条第１項中「第８条」を「第９条」に改め、同条を第１８条とする。

第１６条第２号中「第１３条」を「第１４条」に改め、同条を第１７条とする。

第１５条第２項中「第１３条」を「第１４条」に改め、同条を第１６条とする。

第１４条を第１５条とし、第８条から第１３条までを１号ずつ繰り下げる。

第７条中「第５条」を「第６条」とし、同条を第８条とする。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条を第５条とする。

第３条の次に次の１条を加える。

（鳥取市立義務教育学校の設置）

第４条　鳥取市立義務教育学校を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市立湖南学園	鳥取市六反田
鳥取市立福部未来学園	鳥取市福部町高江
鳥取市立鹿野学園	鳥取市鹿野町鹿野

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（鳥取市公民館条例の一部改正）

２　鳥取市公民館条例（昭和３５年鳥取市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取市立湖南地区公民館の項中「湖南学園小学校区」を「湖南学園校区」に改め、同表鳥取市立福部地区公民館の項中「福部小学校区」を「福部未来学園校区」に改める。

（鳥取市校区審議会条例の一部改正）

３　鳥取市校区審議会条例（昭和３９年鳥取市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（鳥取市災害遺児手当支給条例の一部改正）

４　鳥取市災害遺児手当支給条例（昭和４９年鳥取市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「中学校」の次に「、義務教育学校後期課程」を加える。

（鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

５　鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年鳥取市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項第２号中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を

加える。

（鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

6　鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年鳥取市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第９号中「中学校」の次に「、義務教育学校後期課程」を加える。

（鳥取市暴力団排除条例の一部改正）

7　鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「鳥取市立中学校」の次に「及び鳥取市立義務教育学校後期課程」を加える。

（鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例の一部改正）

8　鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例（平成２６年鳥取市条例１８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

9　鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年鳥取市条例２９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「小学校」の次に「又は義務教育学校前期課程」を加える。

第１０条第３項第４号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

鳥取市立学校条例（昭和３９年鳥取市条例第５号）新旧対照表

改　正　後

○鳥取市立学校条例

昭和３９年４月１日
鳥取市条例第５号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第１項の規定に基づき、鳥取市立中学校、鳥取市立小学校、鳥取市立義務教育学校及び鳥取市立幼稚園の設置及び管理について定めることを目的とする。

（鳥取市立中学校の設置）

第２条　鳥取市立中学校を次のとおり設置する。

名称	位置
（略）	
鳥取市立湖東中学校	鳥取市湖山町北六丁目
鳥取市立桜ヶ丘中学校	鳥取市桜谷
（略）	
鳥取市立国府中学校	鳥取市国府町町屋
鳥取市立河原中学校	鳥取市河原町曳田
（略）	
鳥取市立気高中学校	鳥取市気高町浜村
鳥取市立青谷中学校	鳥取市青谷町青谷

改　正　前

○鳥取市立学校条例

昭和３９年４月１日
鳥取市条例第５号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第１項の規定に基づき、鳥取市立中学校、鳥取市立小学校＿＿＿＿及び鳥取市立幼稚園の設置及び管理について定めることを目的とする。

（鳥取市立中学校の設置）

第２条　鳥取市立中学校を次のとおり設置する。

名称	位置
（略）	
鳥取市立湖東中学校	鳥取市湖山町北六丁目
鳥取市立湖南学園中学校	鳥取市六反田
鳥取市立桜ヶ丘中学校	鳥取市桜谷
（略）	
鳥取市立国府中学校	鳥取市国府町屋
鳥取市立福部未来学園中学校	鳥取市福部町高江
鳥取市立河原中学校	鳥取市河原町曳田
（略）	
鳥取市立気高中学校	鳥取市気高町浜村
鳥取市立鹿野中学校	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市立青谷中学校	鳥取市青谷町青谷

（鳥取市立小学校の設置）

第３条　鳥取市立小学校を次のとおり設置する。

名称	位置
（略）	
鳥取市立湖山小学校	鳥取市湖山町南一丁目
鳥取市立末恒小学校	鳥取市伏野
（略）	
鳥取市立国府東小学校	鳥取市国府町谷
鳥取市立河原第一小学校	鳥取市河原町渡一木
（略）	
鳥取市立逢坂小学校	鳥取市気高町山宮
鳥取市立青谷小学校	鳥取市青谷町青谷

（鳥取市立義務教育学校の設置）

第４条　鳥取市立義務教育学校を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市立湖南学園	鳥取市六反田
鳥取市立福部未来学園	鳥取市福部町高江
鳥取市立鹿野学園	鳥取市鹿野町鹿野

第５条　　（略）
第６条　　（略）
第７条　　（略）

（使用許可の条件）

第８条　管理者は、必要があると認めるときは、第６条に規定する許可に、学校施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

（鳥取市立小学校の設置）

第３条　鳥取市立小学校を次のとおり設置する。

名称	位置
（略）	
鳥取市立湖山小学校	鳥取市湖山町南一丁目
鳥取市立湖南学園小学校	鳥取市六反田
鳥取市立末恒小学校	鳥取市伏野
（略）	
鳥取市立国府東小学校	鳥取市国府町谷
鳥取市立福部未来学園小学校	鳥取市福部町高江
鳥取市立河原第一小学校	鳥取市河原町渡一木
（略）	
鳥取市立逢坂小学校	鳥取市気高町山宮
鳥取市立鹿野小学校	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市立青谷小学校	鳥取市青谷町青谷

第４条　　（略）
第５条　　（略）
第６条　　（略）

（使用許可の条件）

第７条　管理者は、必要があると認めるときは、第５条に規定する許可に、学校施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第９条　　（略） 第 10 条　　（略） 第 11 条　　（略） 第 12 条　　（略） 第 13 条　　（略） 第 14 条　　（略） 第 15 条　　（略） （損害賠償） 第 16 条　学校施設に損害を与えた者は、これを賠償しなければならない。 ２　第 14 条の規定により使用の停止又は取消しによって使用者が損害を被っても、市は、賠償の責めを負わない。 （罰則） 第 17 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。 (1)　許可なく学校施設を使用した者 (2)　第 14 条の規定に基づき、使用の停止若しくは取消し又は退去を命じたにもかかわらず、これを違反した者 第 18 条　市長は、詐欺その他不正の行為により、第９条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。 ２　前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、５万円以下の過料を科することができる。 第 19 条　　（略）	第８条　　（略） 第９条　　（略） 第 10 条　　（略） 第 11 条　　（略） 第 12 条　　（略） 第 13 条　　（略） 第 14 条　　（略） （損害賠償） 第 15 条　学校施設に損害を与えた者は、これを賠償しなければならない。 ２　第 13 条の規定により使用の停止又は取消しによって使用者が損害を被っても、市は、賠償の責めを負わない。 （罰則） 第 16 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。 (1)　許可なく学校施設を使用した者 (2)　第 13 条の規定に基づき、使用の停止若しくは取消し又は退去を命じたにもかかわらず、これを違反した者 第 17 条　市長は、詐欺その他不正の行為により、第８条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。 ２　前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、５万円以下の過料を科することができる。 第 18 条　　（略）

鳥取市校区審議会条例（昭和３９年鳥取市条例第 40 号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市校区審議会条例 昭和３９年 10 月 19 日 鳥取市条例第 40 号 （設置） 第１条　教育委員会の諮問に応じ、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の校区に関する事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、鳥取市校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。 第２条～第７条　　（略）	○鳥取市校区審議会条例 昭和３９年 10 月 19 日 鳥取市条例第 40 号 （設置） 第１条　教育委員会の諮問に応じ、鳥取市立小学校及び中学校　　の校区に関する事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、鳥取市校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。 第２条～第７条　　（略）

鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例（平成 26 年鳥取市条例第 18 号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例 平成 26 年６月 30 日 鳥取市条例第 18 号 第１条　　（略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　いじめ　法第２条第１項に規定するいじめをいう。 (2)　学校　鳥取市立学校条例（昭和 39 年鳥取市条例第５号）に規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。 第３条～第 11 条　　（略）	○鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例 平成 26 年６月 30 日 鳥取市条例第 18 号 第１条　　（略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)　いじめ　法第２条第１項に規定するいじめをいう。 (4)　学校　鳥取市立学校条例（昭和 39 年鳥取市条例第５号）に規定する小学校及び中学校をいう。 第３条～第 11 条　　（略）

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鳥取市条例第 29 号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成 26 年９月 29 日 鳥取市条例第 29 号	○鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成 26 年９月 29 日 鳥取市条例第 29 号
第１条～第４条　　（略）	第１条～第４条　　（略）
（放課後児童健全育成事業の一般原則） 第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は義務教育学校前期課程に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	（放課後児童健全育成事業の一般原則） 第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校＿＿＿＿＿に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
３　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	３　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
４　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	４　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
５　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	５　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第５条～第９条　　（略） （職員） 第 10 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上で当該支援の単位を構成する児童の数に応じて市長が定める数とする。ただし、そのうちの１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項について同じ。）をもってこれに代えることができる。 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)　保育士の資格を有する者 (2)　社会福祉士の資格を有する者 (3)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの (4)　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者	第５条～第９条　　（略） （職員） 第 10 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上で当該支援の単位を構成する児童の数に応じて市長が定める数とする。ただし、そのうちの１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項について同じ。）をもってこれに代えることができる。 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)　保育士の資格を有する者 (2)　社会福祉士の資格を有する者 (3)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの (4)　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校＿＿＿＿、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

(7)　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9)　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの ４　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 ５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第 11 条～第 21 条　　（略）	(7)　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9)　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの ４　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 ５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第 11 条～第 21 条　　（略）

鳥取市公民館条例（昭和３５年鳥取市条例第１５号）新旧対照表

改　正　後

○鳥取市公民館条例

昭和３５年４月１日
鳥取市条例第１５号

本則・附則　　（略）

別表（第２条関係）
１　中央公民館　　（略）

２　地区公民館

名称	位置	設置区域
（略）		
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区（三山口を除く。）
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園校区
（略）		
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目	岩倉小学校区（あおば地区に限る。）・宮ノ下小学校区（あおば地区に限る。）
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部未来学園校区
（略）		

改　正　前

○鳥取市公民館条例

昭和３５年４月１日
鳥取市条例第１５号

本則・附則　　（略）

別表（第２条関係）
１　中央公民館　　（略）

２　地区公民館

名称	位置	設置区域
（略）		
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区（三山口を除く。）
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園小学校区
（略）		
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目	岩倉小学校区（あおば地区に限る。）・宮ノ下小学校区（あおば地区に限る。）
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部小学校区
（略）		

鳥取市災害遺児手当支給条例（昭和４９年鳥取市条例第 37 号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市災害遺児手当支給条例 昭和４９年９月 30 日 鳥取市条例第 37 号 第１条　　（略） （定義） 第２条　この条例において、「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15 歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校後期課程又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で、市内に住所を有するもののうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）別表第２に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となった者（夫（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。 ２　この条例において「養育者」とは、次に掲げる者をいう。 (1)　父又は母 (2)　児童を監護し、かつ、その生計を維持する者（父及び母のいずれもが死亡し、若しくは障害の状態にあり、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。） 第３条～第８条　　（略）	○鳥取市災害遺児手当支給条例 昭和４９年９月 30 日 鳥取市条例第 37 号 第１条　　（略） （定義） 第２条　この条例において、「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15 歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校＿＿＿＿＿＿又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で、市内に住所を有するもののうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）別表第２に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となった者（夫（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。 ２　この条例において「養育者」とは、次に掲げる者をいう。 (1)　父又は母 (2)　児童を監護し、かつ、その生計を維持する者（父及び母のいずれもが死亡し、若しくは障害の状態にあり、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。） 第３条～第８条　　（略）

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年鳥取市条例第５号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成７年３月 29 日 鳥取市条例第５号 第１条～第８条の２　　（略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の３　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。 (1)　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2)　小学校又は義務教育学校前期課程に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの ２　前項（各号を除く。）の規定は、第 15 条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の２第１項の規定により職員が当該職員との間	○鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成７年３月 29 日 鳥取市条例第５号 第１条～第８条の２　　（略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の３　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。 (1)　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2)　小学校＿＿＿＿＿＿に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの ２　前項（各号を除く。）の規定は、第 15 条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の２第１項の規定により職員が当該職員との間

における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 第８条の４～第20条　　（略）	における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 第８条の４～第20条　　（略）

鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年鳥取市条例第１号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例 平成９年３月 26 日 鳥取市条例第１号 第１条～第８条の２　　（略） （入居者の資格） 第６条　市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第２項において「高齢者等」という。）にあっては第２号から第５号まで、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあっては第３号から第５号まで）を備えている者とする。 (1)　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 (2)　その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。 ア　入居者が高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者である場合（イに掲げる場合を除く。）　139,000 円 イ　高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者のうち次項第９号に該当する者が別表に掲げる市営住宅のうち法花寺団地から青谷城山団地までのいずれかに入居し、又は入居しようとする場合　259,000 円 ウ　市営住宅が、法第８条第１項若しくは第３項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第１項の規定による国の補助に係るもの又は法第８条第１項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅	○鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例 平成９年３月 26 日 鳥取市条例第１号 第１条～第７条　　（略） （入居者の資格） 第６条　市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第２項において「高齢者等」という。）にあっては第２号から第５号まで、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあっては第３号から第５号まで）を備えている者とする。 (1)　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 (2)　その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。 ア　入居者が高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者である場合（イに掲げる場合を除く。）　139,000 円 イ　高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者のうち次項第９号に該当する者が別表に掲げる市営住宅のうち法花寺団地から青谷城山団地までのいずれかに入居し、又は入居しようとする場合　259,000 円 ウ　市営住宅が、法第８条第１項若しくは第３項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第１項の規定による国の補助に係るもの又は法第８条第１項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅

に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合　139,000円 エ　アからウまでに掲げる場合以外の場合　104,000円 (3)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4)　市税を滞納していない者であること。 (5)　その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 ２　前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)　60歳以上の者 (2)　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの ア　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度 イ　精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する１級から３級までのいずれかに該当する程度 ウ　知的障害　イに規定する精神障害の程度に相当する程度 (3)　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの (4)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (5)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合　139,000円 エ　アからウまでに掲げる場合以外の場合　104,000円 (3)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4)　市税を滞納していない者であること。 (5)　その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 ２　前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)　60歳以上の者 (2)　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの ア　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度 イ　精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する１級から３級までのいずれかに該当する程度 ウ　知的障害　イに規定する精神障害の程度に相当する程度 (3)　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの (4)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (5)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第４条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 (6)　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの (7)　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等 (8)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号（配偶者暴力防止等法第 28 条の２において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条（配偶者暴力防止等法第 28 条の２において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 イ　配偶者暴力防止等法第 10 条第１項（配偶者暴力防止等法第 28 条の２において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの (9)　現に同居し、又は同居しようとする親族のうちに義務教育終了前の児童（15 歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校後期課程又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）があるもの ３　市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、	邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第４条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 (6)　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの (7)　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等 (8)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号（配偶者暴力防止等法第 28 条の２において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条（配偶者暴力防止等法第 28 条の２において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 イ　配偶者暴力防止等法第 10 条第１項（配偶者暴力防止等法第 28 条の２において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの (9)　現に同居し、又は同居しようとする親族のうちに義務教育終了前の児童（15 歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）があるもの ３　市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、

受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。 第７条～第 61 条　　（略）	受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。 第７条～第 61 条　　（略）

鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市暴力団排除条例 平成２４年３月 22 日 鳥取市条例第１号 第１条～第８条　　（略） （青少年に対する教育等のための措置） 第９条　市は、鳥取市立中学校及び鳥取市立義務教育学校後期課程において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。 ２　市は、市内に存する学校（鳥取市立学校及び幼稚園を除く。）又は青少年の育成に携わる者が、青少年に対して暴力団の排除に関する教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。 第 10 条～第 15 条　　（略）	○鳥取市暴力団排除条例 平成２４年３月 22 日 鳥取市条例第１号 第１条～第８条　　（略） （青少年に対する教育等のための措置） 第９条　市は、鳥取市立中学校＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。 ２　市は、市内に存する学校（鳥取市立学校及び幼稚園を除く。）又は青少年の育成に携わる者が、青少年に対して暴力団の排除に関する教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。 第 10 条～第 15 条　　（略）